

論文

児童養護施設における子どもの社会参加に向けた一考察
—子どもの文化権保障の観点から—

A Study on Social Participation of Children in Children's Homes
From the Perspective of Children's Cultural Rights

原 弘輝*¹

要約：本研究の目的は、わが国の児童養護施設における子どもの生活、とりわけ施設で生活する子どもたちの文化権保障の現状と課題を明らかにすることである。文献研究を通し、わが国における子どもの貧困対策ならびに子どもの権利に関する実情を概観する中で、教育に関連する支援が拡充する一方で、子どもの文化権を保障するための動きが少ないことが明らかとなった。その背景にはイギリスの新救貧法で打ち出された劣等処遇原則が影響し、今もその名残があることについて述べるとともに、その解決策として欧州で普及している社会文化アニメーションの概念を紹介した。また、児童養護施設において子どもたちが第三者と出会う経験は、他者への認識を深めることのみならず、自身の生活を顧みて成長に繋げる、エンパワメントに寄与することが明らかとなった。子どもの文化圏保障はわが国において十分に進められておらず、現状では施設と地域社会との関係性など乗り越える課題があるものの、今後児童養護施設が社会的養育を進めていく上では、施設内のみならず外集団を巻き込んだ施設づくりが必要であることが推察された。

Key Words：児童養護施設、子どもの権利、文化権、社会参加

I. はじめに

今日、約3万人の子どもたちが社会的養護の下で生活を送っている（こども家庭庁 a 2023）。児童養護施設は、虐待など様々な理由によって、親と離れて生活をせざるを得なくなった子どもたちが入所、生活を行っている児童福祉施設である。彼らは入所している間、同じく入所している他児と寝食を共にし、地域の学校等に通うなどしながら生活を送っている。これまで児童養護施設で生活を送る子どもたちに対する研究は主に虐待や不適切な養育によって子どもたちが抱えた課題に対するものや、家庭復帰に向けた取り組みなどについては多く進められてきた。特に近年では、法改正に伴い、自立支援、退所後の支援など重要性が叫ばれ、アフターケアについては様々な研究、実践活動が盛んに進められている。

もちろん、アフターケアに対する研究、実践は社会的養護児童の自立に対し、非常に重要な観点であり、それについては筆者も疑うところではない。だが、その一方、社会的養護下で生活する児童の生活実態に関する研究

は、いくつかの施設経験者による経験談を記載したもの（高橋ら 2015；施設で育った子どもたちの語り編集委員会 2012）に限られ、社会的養護下で生活する子どもたちに対するインケア、リービングケア（自立支援）の実態についても施設職員が中心となり出版したもの（檜原 2021）を除いて非常に乏しい現状がある。近年は施設経験者から生活史の聞き取り等をおこなったものが報告されてきているが、いずれもアフターケア研究を目的としたものが多く、措置時代の生活を集約・整理したものは少ない。谷口（2017）が行った調査は数少ない児童養護施設における生活支援の研究であり、子どもたちの抱える様々な課題による暴言・暴力、性的課題の他に集団生活のシステム上、一人ひとりの要望をすべて聞き入れることなどが課題として挙げられているほか、入所児童に友人や地域とのかかわりを持たせることが十分ではない、という現状における課題点を指摘している。

児童養護施設における暴言・暴力、性的課題に対しては、性教育も含めた権利学習などを実施している。また、こどもの意見表明についても権利ノートなどを用いることや、施設内で自治会を設け、子どもの意見を吸い上げ、家族会議などによって施設における生活の主体化を図る

2023年11月7日受付／2024年1月10日受理

*¹ HARA Hiroki

関西福祉大学 社会福祉学部

取り組みも進められてきていることが2012年度以降、社会的養護関連施設に義務づけられた第三者評価及び自己評価の受審結果から多数読み取ることができる（全国社会福祉協議会 2023）。しかしながら、入所児童と友人・地域とのかかわりの強化については、施設内での取り組みを越え、地域社会における文化的な生活を意味するものであり、上記2点とは異なる様相を含んでいると思われるが、この点について現状は明らかとなっていない。

そこで本研究では、わが国の児童養護施設における子どもの生活、とりわけ施設で生活する子どもたちの文化権保障の現状と課題を明らかにすることを研究目的とする。また、上記を明らかにするために、本研究では以下の構成で文献レビューによる研究を行う。

Ⅱでは、現在の日本社会において、子どもたちならびに児童養護施設が置かれた状況を昨今の子ども家庭福祉のキーワードでもある「子どもの貧困」、「子どもの権利」の観点からその現状を浮き彫りにする。続いてⅢでは、子どもが文化的な生活を送る上で必要となる「文化権」に着目し、わが国における文化権保障の動向を辿る中でその現状を明らかにする。Ⅳでは、欧州を中心に用いられる社会文化アニメーションを用い、児童養護施設における文化権保障の推進が持つ意味について述べ、Ⅴでむすびとする。

本研究は、今後児童養護施設において文化権保障を進めていく上で必要となる事柄を探索的に把握するものである。この点は、小規模化・地域化へ進み、一層家庭的となっていく児童養護施設の今後にとって必要な点であり、そこに本研究の意義があると考えられる。

Ⅱ. 子どもの生活する環境の変化と児童養護施設の現状

子どもを取り巻く環境は目まぐるしく変化してきている。本章では、児童養護施設で生活する子どもの生活実態を把握するにあたり、子ども家庭福祉において語られることの多い「子どもの貧困」と「子どもの権利」について整理を進めるものとともに、子ども家庭福祉における実践上の課題を明らかにしていく。

Ⅱ-1. 子どもの貧困から見る支援ニーズ

2008年に経済開発協力機構（OECD）が発表した2005年時点での日本の相対的貧困率、14%という数値はその後に大きな影響を与えた。子どもの貧困に対して、本国では2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、子どもの貧困対策法）、2015年に「生活

困窮者対策法」がそれぞれ成立し、今日では各自治体やNPOによる取組が進められている。

相対的貧困率はわが国において近年、注目を集めている言葉ではあるが、相対的貧困を捉える上では、タウンゼントの剥奪概念を包含した考え方が主流である。タウンゼントは、「社会の一員であることによって期待されている役割を果たし、社会関係に参加し、慣習的行動に従うことが可能になるような生活条件、すなわち食事、快適さ、普及品、サービスなどを、まったくないし十分に受けられない（Lister 2004: 41）」状況にある時が、相対的剥奪が生じている状態であると説明している。また、わが国の子どもの貧困研究における第一人者である阿部は子どもの相対的貧困を「日本の現代社会に生きる普通の子どもの生活さえもできない状況である」と定義している（阿部 2012: 365）。また、この相対的貧困は社会的排除とも大きく関連しており（岩田 2008）、Ridge（2002）は子どもの相対的貧困とそれに伴う社会的排除について子どもたちへのインタビューを通してその実情を明らかにしている。Ridgeの研究において、貧困世帯で生活する子どもたちは、世帯の経済的な困窮が彼ら自身のお小遣いなどの経済的資源に制限を与えることと、それを確保するために家事手伝いや労働などによって、時間を失っている実情を述べ、さらには経済的・物質的資源の不足状態が仲間との交友関係に影響を与えていることを明らかにした。

つまり、今日において子どもたちの生活に求められるものは、生きていくために最低限必要な衣食住のみならず、他者との社会関係を保ち、ふつうの生活を送る環境を整備していくことであると言える。

近年では、「子どもの権利」がキーワードになり、わが国においても法改正を含めた支援体制が整備されていることから、次節では、子どもの権利について、概観していく。

Ⅱ-2. 子どもの権利から見る支援ニーズ

2016年に改正された児童福祉法では、1989年の第44回国連総会に採択され、1994年に本国も批准した「子どもの権利等に関する条約」（以下、子どもの権利条約）の内容が盛り込まれている。子どもの権利条約は、現在196の国と地域によって批准がされており、その特徴は子どもを権利の受動的な存在のみならず、能動的主体として捉えたところにある（外務省 2023）。日本ユニセフ協会はここで定められた子どもの権利の種類を、①生きる

権利、②守られる権利、③育つ権利、④参加する権利の4つに大別している(表1参照)。

表1 子どもの権利

生きる権利	住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること
育つ権利	勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
守られる権利	紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること
参加する権利	自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

日本ユニセフ協会(2023)を基に筆者作成

児童養護施設をはじめとした社会的養護下で生活を送る子どもたちに関連するテーマとして、本条約批准に伴い、法改正や条約を意識した取り組みが進められてきた。2016(平成28)年に改正された児童福祉法において、その第一条に子どもの権利条約の文言が追加されたことや、家庭養育優先を推進する方針が発表された新しい社会的養育ビジョン(2017年)などが代表的なものであるが、条約批准後の動向で言えば、1997年の児童福祉法改正において、施設の目的規定の中に「自立支援」が組み込まれるなど、より児童を能動的な権利主体として捉えた体制整備も進められてきた(牧園2010)。その後、2004年の改正時には施設を退所した後のアフターケアについてもその義務化が定められ、近年の社会的養護において、自立支援(リービングケア)とアフターケアは特に重要視される研究、実践上のテーマとなっている。

現在、重点的に取り組まれているひとつが、子どもの教育・進学に関する支援である。先述した子どもの権利における「育つ権利」の観点から進学や就職に役立つ学習支援の充実を目的とし、2009(平成21)年度より社会的養護下で生活する中学生の学習塾に係る費用が実費支給されるようになり、今日では義務教育年齢の子ども達に対する学習機会が保障されるようになった。加えて、高等教育への進学機会をサポートするために、特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額が行われるほか(厚生労働省2011)、2018年からは日本学生支援機構が低所得世帯で生活をする者向けの給付型奨学金を本格的に開始するなど、支援の拡充が進められてきている。これらは、子どもの権利条約第28、29条を意識した改革であり、現在は学習機会の整備のみならず、高等教育への進学に向けたさまざまな研究・実践がなされている(高田2022;上田ら2016)。厚生労働省の調査によると、

2011(平成23)年度に22.0%だった大学等・専修学校等への進学率が、2022(令和4)年度には38.6%と15.6ポイント上昇しており、徐々にではあるが、効果が見え始めていると言える(厚生労働省2017;こども家庭庁a2023)。

また、近年においては「参加する権利」のひとつである意見表明権(同条約第12条)についてもインケア時における子どもの意見表明権を保障するための仕組みづくりとしての「子どもの権利ノート」をはじめとした取り組みなど、権利擁護の観点からさまざまな研究・実践が進められてきている(伊藤ら2022;栄留2014;長瀬2004)。加えて、2023(令和5)年4月に施行されたこども基本法においても子どもの権利を代弁する独立した立場として子どもコミッショナー/オンブズパーソン(仮称)の設置が求められているなど、政策レベルでの移行がまさに進んでいるところである。

これらからも見えるように、「子どもの権利」を意識した法改正に伴い、子どもを能動的な主体として様々な機会に参加できるような取り組みが進められているといえるだろう。

II-3. 能動的主体としての子どもと取り残された子どもの文化権保障

本章では、「子どもの貧困」、「子どもの権利」という2つのキーワードを基にわが国における子ども家庭福祉の支援ニーズが何かを確認してきた。その結果、いずれの場合においても、子どもを保護・養育される受動的主体としての子どもとしてだけでなく、子ども自らが様々な機会に参加するなど、文化的な生活を送る中で成長していく重要であることが明らかとなった。特に教育に対する支援には力点が置かれており、子どもの貧困対策としての学習支援、児童養護施設における高等教育に向けた取り組みにより、効果が出始めていることは良い傾向であると言える。

一方で、「参加する権利」のひとつである文化権についてはどうであろうか。文化権は教育権や意見表明権とともに重要な権利であり、第31条において子どもが休息および余暇を持つ権利、その年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション的活動を行う権利、ならびに文化的な生活や芸術に自由に参加する権利が認められている。しかしながらこの第31条については、これまでも国連子どもの権利委員会から勧告を受けるなど改善を求められており、石濱(2021)はこの権利の必要性を指摘して

いる。このような状況は児童養護施設で生活する子どもたちについても例外でない。中には、施設の創意工夫によって子どもたちの社会参加の機会を保障するような取組を行っている施設等もあるが、それは一部の施設にとどまっているのが現状である。また、児童養護施設は措置による入所であるため、児童が希望する施設に入所することはできないため、入所した施設によって受けられる社会参加の機会に差が生じることも懸念されるだろう。

文化権は生存権、教育権とともに重要な権利であるにもかかわらず、社会福祉全体においてもそれを意識した実践、ならびに研究はまだまだ途上である。そこで、次章では文化権にまつわる実際について述べていくものとする。

Ⅲ. 文化権保障の現状

前章では、子どもが周囲と社会関係を持ち、文化的な生活を送ることが求められている文脈を見てきたが、その中で文化権の保障が十分でないことを指摘した。では、子どもの文化権保障はどのようになっているのか、本章では大前提として、文化権の保障が社会福祉領域のなかでどのように扱われてきたのかを把握した上で、子どもの文化権保障の実態を明らかにしていきたい。

Ⅲ-1. 子どもの権利条約第31条とこども基本法

前章でも述べたように、わが国の文化権保障は十分とは言えない状況にある。しかしながら、文化権保障に関係する法整備もなされていることも事実である。そこで本節では、文化権保障に関連する、子どもの権利条約第31条と、2023年4月に施行されたこども基本法を紹介し、ここを出発地点としたい。

国連の採択した子どもの権利条約において、第31条は以下のように書かれている。

1. 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
2. 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。(外務省 2023)

増山(2018)は上記内容について、①休息権・余暇権、②遊び権・レクリエーション権、③文化的な生活・芸術への参加権、の3つに分かれ、その中でも「子どもの文化」という文脈においては、②と③が狭義の文化権を指すと述べている。

また、2023年に施行されたこども基本法においては、6つの基本理念が掲げられており、文化権に該当する部分として「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること(こども家庭庁 b 2023)」が挙げられている。

上記を踏まえると、今後子どもの文化権を保障するためには、遊びやレクリエーション、文化的・芸術的な社会的活動へ参画する機会を確保することが求められていることがわかる。これはこれまで見てきた子どもの貧困、子どもの権利とも共通しており、やはり「子どもの参加」がキーワードになっていると言える。そこで次節ではわが国の社会福祉領域全体における文化権保障の動向を概観していく。

Ⅲ-2. 劣等処遇原則が残る文化権

藪田は、社会福祉の文化権について説明をする際に、イギリスの新救貧法の際に用いられた劣等処遇原則が大きく影響していることを述べている。劣等処遇原則とは、「救済を受ける貧民の状態は、全体として、最低階級の独立労働者の状態よりも、実質的にあるいは外見上、うまわってはならない(2002:26)」よう処遇することを指す。この原則の採用は、言い換えれば生活の余裕部分として捉えられる余暇や遊びを制限する性質を持っており、この原則が長らく社会福祉と文化権を切り離してきた歴史を辿ってきた。当時の社会福祉が捉える主題は衣食住の保障であり、遊びやレクリエーションは、人が人らしく生きるための権利として十分に認められていなかった(藪田 2022)。

1950年代以降、北欧を中心とし、世界的にノーマライゼーションの思想が台頭する中で、福祉サービス利用者に対し、余暇生活の充実等を目指すことが進められるようになった(滝口 2021)ことが世界的な動向におけるひとつの転換点となっている。また、わが国の社会福祉原論においても岡村(1983)は、社会生活の基本的要求として、経済的安定、職業的安定、家族的安定、保健・医療の保障、教育の保障、社会参加ないし社会的協同の

機会、とともに文化・娯楽の機会、を挙げるなど、今日の社会福祉領域においては余暇の保障は満たすべき、ニーズとして捉えられるようになっていく。

しかしながら、前述したような「劣等処遇原則」の名残が未だ残っている。これがわが国の社会福祉における文化権保障の現状と言える。

Ⅲ-3. 子どもの文化権保障の現状

わが国の社会福祉において、文化権保障が十分になされていないことについてはすでに述べたが、子ども家庭福祉においても同様の状況が見られる。

まず、日本の子どもを取り巻く地域環境は、1960年代の高度経済成長以降、大きく変化してきた。1976年にジャーナリストの上田によって「三間（空間・時間・仲間）の喪失」が指摘されて以降、子どもの余暇に関する議論は絶えない。それにもかかわらず、この課題は払拭されないばかりか、近年においては子どもの遊び・スポーツ・余暇・習い事の市場化が進んでおり、これらに参加するためのハードルが高くなっている現状がある（大澤 2019）。実際、2013年に国連子どもの権利委員会によって出された『ジェネラルコメント第17号』において、子どもたちの生活が過剰に構造化され、プログラム化されている状況を踏まえ、子どもたちが大人に決定・管理されない時間が保障されるべきである旨の指摘がなされている（増山 2023）。

子どもの貧困対策においても、子どもの文化権保障を推進するような動向は見られず、むしろ貧困の再生産を防ぐことを目的とした学習支援に重きが置かれている。これに対し、桜井（2017）は学習支援を「ワークフェア子ども版」と表現し、現行の政策に対して警鐘を鳴らしている。

児童養護施設をはじめとした社会的養護においても同様の傾向があり、先述した中学生の学習塾費はその係る費用の全額が実費支給される一方で、スポーツ・習い事といった文化権に関連する部分については、中学校の部活動費のみの実費支給に限定されており、学校外でのスポーツクラブ等の活動や小学生年齢の習い事など学校教育と直接的に関係しない部分に対する支援が欠けている。また、谷口（2017）が児童養護施設の職員におこなった調査によると、「必要だが、実践できていない」こととして、子どもが近所の家庭について理解することや、地域の子どもたちとプール等遊びに行くこと、学校等の友人宅に泊まりに行くことなどといった施設の敷地を

飛び出して、他者との関わりを持つ機会を十分に提供できていない実態が明らかとなっている。

もちろん、筆者は貧困の再生産を防ぐための取り組みを全否定するつもりはない。しかしながら、桜井が言うように、「子どもは学力が保障される以前に、まず人間としてあるその存在が保障される必要（2017:62）」があると考え、貧困世帯で育つ子ども達が余暇等の参加する機会が乏しいことを示すことは述べたが（Ridge 2002）、同調査では、子どもたち自身が社会参加を行う機会が乏しい中での生活から、他者から排除されるのではないかと、社会的制裁を受けるのではないかと、という不安も語られているため、社会参加の機会を多様に用意することがわれわれに求められているのではないだろうか。

次章では、欧州を中心に取り組まれる社会文化アニメーションについて言及しつつ、文化権保障が持つ可能性について検討するものとする。

Ⅳ. 子どもの文化権保障をおこなう意味

前章では、こどもの文化権保障がいかに見過ごされてきたか、社会福祉領域全体における余暇の扱いも含め、整理を行ってきた。その中で見えてきたのは教育機会への参加が重要視される一方で余暇や遊び、スポーツや文化芸術活動への参加の機会が不十分な現状である。

繰り返しになるが、筆者は子どもの教育機会への参加を否定する訳ではなく、それ自体に重要な価値があると思っている。では、余暇は今日においても「人生における修飾物」（藺田 2002:17）でしかないのだろうか。教育権保障と並行して文化権保障を行う意義はどこにあるのか。本章では、文化権保障が子どもの生活にどのような意味を持つのかを整理していく。

Ⅳ-1. 欧州における社会文化アニメーションの台頭とその意味

人々の生活が労働（子どもの文脈においては教育）に偏重する流れは、わが国に限った問題ではなく、経済が高度成長する産業社会においては同様の流れを辿っている。しかしながらその一方で欧州ではこの流れに対して対策を講じた。それが社会文化アニメーションの概念である。

フランスでは、産業社会が及ぼす生活への影響を危惧し、人間本来の主体性と創造的な内的活力を活性化させる方法として、社会文化アニメーションの理念を提唱し、

今日では欧州、ラテンアメリカなどにおいて、文化・芸術・教育・福祉・ボランティア・余暇・娯楽・スポーツ・祭り・社会開発などの広範にわたって用いられている。社会文化アニメーションは、生命力・活力を吹き込み、心身を活気づけ、「生き生き」する心の動きを用いながら、社会的活動への参加などを通していくことが個人の発達や活気ある人間交流、ひいては社会の活性化につながる、という立場を取っている（増山 2013）。換言すれば、子どもがワクワクしながら主体的に物事に参加していくことが、子ども個人の発達につながる、という考え方である。

また、社会文化アニメーションを推進していく際には、子どもの関わる大人のあり方を問い直すことが求められる（増山 2016）。大人と子どもの関係性は、子どもの権利を保障する動向により、旧来のパターンリスティックな関係性から、対等なパートナーシップ関係の側面を持つ形へと変化している。社会文化アニメーションの文脈においても同様に、大人は子どもと共に活動を作り、楽しむ人としての存在が求められる。つまり、子どもの文化権を保障していくためには、そこに関わる大人が、そのパワーを弱めていくことが求められると言える。

では、子ども家庭福祉、特に児童養護施設という支援者の役割が大きいとされる入所施設においてどのように展開できるのだろうか。次節では、ある実践例をもとに文化権保障に向けた足がかりとしたい。

IV-2. 第三者が関与することの持つ可能性

前節において、社会文化アニメーションのような文化権保障を推進していくためには支援者など大人が、子どもに対するポジションを見直すこと、ひいては支援者と子どもの援助関係のあり方を再考する必要があることを述べた。ただし、これはすべての支援者がその姿勢を顧みるべきである、という結びに変えるものではない。本節では児童養護施設における取り組みを紹介しつつ、本研究の結論へと繋げていきたい。

井上・笹倉（2017）は岩手県において行われた児童養護施設で生活を送る子どもたちを対象に行われた地域養護活動の関係者へのインタビュー、ならびにホームステイ事業への参与観察を通して、施設の入所児童が外集団の関わることの有用性を明らかにした。この事業は子どもたちにとって、普段生活している施設では出会う可能性の低い、自分達と「異なる」外集団との出会いの場であった。この外集団との出会いは、子どもたちの「ひと・もの・こと」に対する認識が多面的に拡張し、自分自身

の生活を等身大として捉えることにつながっていること、いつもと異なる外集団との出会いによって、普段から関わってきた内集団に対する「ひと・もの・こと」の捉え直しにも影響を及ぼす結果が出ている。これは他者との関わりをはじめとした社会参加の経験によって自身を意識化させる、エンパワメントのプロセスと辿ったとも捉えられる。つまり、子どもの文化権保障が意味するものはさまざまな活動への主体的な参加を通じた経験の獲得に加え、自身のエンパワメントを実現することに寄与するのである。

V. おわりに

これまで、子どもの貧困対策ならびに、子どもの権利に関する動向を辿る中で、今日の子どもの家庭福祉に関する支援状況が、教育に重点の置かれた状況にあることを概観してきた。その背景には、イギリスの新救貧法における劣等処遇原則があり、その名残がわが国における文化権保障の遅れに影響を与えていることを述べた。一方で、欧州では社会文化アニメーションのような、子どもの主体性や参加を助長し、文化的な生活を営めるような取り組みが普及していること紹介した上で、文化権を保障した取り組みは、子どもにとって経験を獲得できる機会のみならず、他者との出会いを通して、自身の生活を見つめ直し、成長させる効果も持ち合わせることを述べてきた。本章では、本研究のまとめとして、児童養護施設の文脈における支援のあり方について検討していきたい。

V-1. 新たなフェーズとしての文化権保障と今後の課題

小池（2002）は人間の生活が、衣食住に關係する基礎生活、社会的役割を担う社会生活、自由時間に営まれる余暇生活の3つで構成されているという前提のもと、マズローの欲求5段階説と関連させ、基礎生活は①生理的欲求、②安全と安定の欲求、社会生活は③所属と愛の欲求、④承認と尊重の欲求、余暇生活は④承認と尊重の欲求、⑤自己実現の欲求、にそれぞれ結びつくものとして整理している（図1）。



図1 マズローの欲求5段階説と生活レベルの関連
小池 (2002) を基に筆者作成

本研究でこれまで見てきた文化権は余暇生活に該当するものとして、図1においては高階層である④承認と尊重の欲求、⑤自己実現の欲求を指している。一方、わが国において社会福祉領域が従来主眼においてきたのは、下階層に位置する①生理的欲求、②安全と安定の欲求、などの衣食住といった基礎生活の安定であると言える。今日においては労働、子どもの文脈においては教育といった社会生活に当たる部分に焦点が当てられていることも考えると、子ども家庭福祉における支援はひとつずつこの階層を駆け上がってきていることがわかる。すなわち、さらに高階層にあたる余暇生活の充実も今後求められると考えられる。

本研究では文献研究を通し、子どもの文化権保障の現状とその意味を整理し、児童養護施設におけるその可能性を模索してきた。しかしながら、児童養護施設における文化権保障に向けた取り組みはまだまだ途上導入状況などについては全国的な調査・研究がなされていないため、児童養護施設の実態に十分に言い表したとは言い難い。この点は今後の課題であるため、文化権保障の実態に関する調査等を実施することに努めたい。

また、今後地域と一体となって子どもの文化権を保障する上で乗り越えなければならない課題もある。谷口 (2011) は、自身の研究から児童養護施設が地域社会の中で周縁化された存在として位置付けられることも指摘している。児童養護施設では、子どもたちが社会参加を通し、第三者との出会いの中で自分自身をエンパワーさせていくのと同様に、地域と積極的に関わる中で今後の施設のあり方を検討していくことが必要となってくるだろう。

参考・引用文献リスト

- 阿部彩 (2012) 「「豊かさ」と「貧しさ」: 相対的貧困と子ども」『発達心理学研究』23 (4), 362-374.
- 柴留里美 (2014) 「児童養護施設入所児童に対する権利代弁機能の検討」『鹿児島国際大学大学院学術論集』6, 9-19.
- 外務省 (1989) 「児童の権利に関する条約」
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>, 2023.11.7).
- 井上寿美・笹倉千佳弘編著 (2017) 『虐待ゼロのまちの地域擁護活動』生活書院.
- 石濱可奈子 (2021) 「日本の子どもにおける余暇の実態とその充実に向けた方策に関する研究」日本体育大学大学院体育科学研究科 2020 年度博士論文.
- 伊藤嘉余子・藤井健志・井上翔一 (2022) 「児童養護施設職員にとっての「子どもの声を聴くこと」の現状と課題: 児童養護施設職員アンケート調査からの考察」『社会問題研究』71, 1-16.
- 岩田正美 (2008) 『社会的排除 参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣.
- こども家庭庁 a (2023) 「社会的養育の推進に向けて」
(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/39dbd7d1/20231102_policies_shakaiteki-yougo_68.pdf, 2023.11.7).
- こども家庭庁 b (2023) 「こども基本法」
(<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>, 2023.11.7).
- 小池和幸 (2002) 「『生活の快』を求めて - 生活を遊び化する試み」日本福祉文化学会監修・一番ヶ瀬康子・藪田碩哉編『余暇と遊びの福祉文化』明石書店, 41-53.
- 厚生労働省 (2011) 「社会的養育の課題と将来像」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001j8sw-att/2r9852000001j8sud.pdf>, 2023.11.7).
- 厚生労働省 (2017) 「社会的養育の現状について」
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyou-kintoujidoukateikyoku/0000187952.pdf>, 2023.11.7).
- Lister, Ruth (2004) *POVERTY, Ist Ed.*, (= 2011, 松本伊智朗監訳・立木勝訳『貧困とはなにか - 概念・言説・ポリシークス』明石書店.)
- 牧園清子 (2010) 「児童福祉における自立の支援 - 施設養育を中心に -」『松山大学論集』22 (1), 165-193.
- 増山均 (2013) 「日本における〈社会文化アニメーション〉の諸相とその可能性」『早稲田教育学研究』5, 5-31.
- 増山均 (2016) 「『精神の集中・集中・美的経験』とアニメーション」増山均・汐見稔幸・加藤理編『ファンタジーとアニメーション - 古田足日「子どもの文化」の継承と発展』童心社, 113-142.

- 増山均 (2018) 『アニメーションと日本の子育て・教育・文化』本の泉社.
- 増山均 (2023) 「子どもの権利条約 31 条と日本の子どもの生活・遊び」『教育』929, 60-66.
- 長瀬正子 (2004) 「社会的養護のもとで暮らす子ども・若者の参加：児童養護施設における子どもの権利擁護の取り組みに注目して」『社会問題研究』54 (1), 61-82.
- 植原真也 (2021) 『児童養護施設で暮らすということ 子どもたちと紡ぐ物語』日本評論社.
- 日本ユニセフ協会 (2023) 「子どもの権利条約」
(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html, 2023.11.7).
- 岡村重夫 (1983) 『社会福祉原論』全社協.
- 大澤真平 (2019) 「貧困と子どもの経験 -子どもの視点から考える」松本伊智朗編集代表・小西祐馬・川田学編『遊び・育ち・経験 子どもの世界を守る』明石書店, 47-70.
- Ridge, Tess (2002) *CHILDHOOD POVERTY AND SOCIAL EXCLUSION* (= 2010, 渡辺雅男監訳・中村好孝・松田洋介訳『子どもの貧困と社会的排除』桜井書店.)
- 桜井智恵子 (2017) 「『自立した個人』という福祉国家の原理的課題 - 『子どもの貧困』対策としてのワークフェア子ども版：学習支援を問う」『人間福祉学研究』10 (1), 53-65.
- 施設で育った子どもたちの語り編集委員会 (2012) 『施設で育った子どもたちの語り』明石書店.
- 藪田碩哉 (2002) 「余暇の現代史」日本福祉文化学会監修・一番ヶ瀬康子・藪田碩哉編『余暇と遊びの福祉文化』明石書店, 17-37.
- 藪田碩哉 (2022) 「レクリエーション新時代～みんなでからみながへ～1 - 障害のある人の『レクリエーション』をどう考えるか」『新ノーマライゼーション』
(<https://www.dinfne.jp/d/4/298.html>, 2023.11.7).
- 高橋亜美・早川悟司・大森信也 (2015) 『子どもの未来をあきらめない - 施設で育った子どもの自立支援』明石書店.
- 高田豊司 (2022) 「児童養護施設における学習支援上の連携に関する一考察 - 学習支援者としてのボランティア活用に関する課題 - 」『関西福祉大学研究紀要』25, 65-74.
- 滝口真 (2021) 「ソーシャルワークにおける福祉レクリエーション援助に関する研究」佐賀大学大学院工学系研究科 2020 年度博士論文.
- 谷口純世 (2017) 「児童養護施設における生活支援における課題」『愛知淑徳大学論集 福祉貢献学部篇』7, 1-18.
- 谷口由希子 (2011) 『児童養護施設の子どもの生活過程 子どもたちはなぜ排除状態から抜け出せないのか』明石書店.
- 上田裕美・小崎泰弘・池谷航介 (2016) 「児童養護施設における就学支援の現状・課題・ニーズ - インタビュー調査を通して」『大阪教育大学紀要』65 (1), 21-34.
- 全国社会福祉協議会 (2023) 「社会的養護施設第三者評価結果 検索」
(<http://shakyo-hyouka.net/search/index.php>, 2023.11.7).